

香港の強制検疫措置免除の申請代行サービス

2020年2月7日、香港政府は新型コロナウイルスの感染拡大を断固として阻止し、出入境の人数を減らさせるために、「香港到着者の強制検疫措置に関する若干の規則 (Compulsory Quarantine of Certain Persons Arriving at Hong Kong Regulation)」及び「疾病の予防と管理(情報公開)規則 (Prevention and Control of Disease (Disclosure of Information) Regulation)」を官報に掲載しました。具体的な措置は以下の通りです。

1. 香港到着者の強制検疫措置

「香港到着者の強制検疫措置に関する若干の規則」により、香港到着前の14日間に中国本土に滞在していた者は、国籍や渡航書類にかかわらず、14日間の強制検疫を受けることになりました。

香港での物資、食料の供給を確保するために、政務司長官は上述の規則に基づき一部の者を強制検疫の対象から除外します。免除されるのは以下の4種類に属する者となります。

- (1) 香港の通常の運営又は香港人の日常生活に必要な物資又はサービスを供給する者
- (2) 政府運営に必要な人員
- (3) 香港人の安全・健康の保障、公共衛生上の緊急事態への対応に必要な人員
- (4) 香港の公共利益に資する例外的な状況

強制検疫措置の違反は刑事犯罪となります。違反者には 25,000 香港ドル以下及び 6 ヶ月以下の監禁に処します。

2. 疾病の予防と管理規則

「疾病の予防と管理(情報公開)規則」により、公共衛生上の緊急事態への対応に関するあらゆる情報(国外旅行の記録など)の提示・開示を関係者に求める権限は、衛生主任に付与されることになりました。当該権限は、公共衛生上の緊急事態に接触する可能性のある医師にも付与されます。従って、虚偽又は誤解を招く情報を衛生主任又は関連医師に提供することは刑事犯罪となります。犯罪者には 10,000 香港ドル以下及び 6 ヶ月以下の監禁に処します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALALUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

香港で設立され、中国本土で生産作業を行う工場を置いている経営中の会社の主要責任者は、会社の実際的な経営・管理のニーズに応じ、に中国本土、マカオ又は台湾から香港に入国しなければならない場合に対して、「香港到着者の強制検疫措置に関する若干の規則」第 599C 章には、措置の免除及び申請のマニュアルが記載されています。

「疾病の予防と管理規則」(第 599 章)下の「香港到着者の強制検疫措置に関する若干の規則」(第 599C 章)第 4(1)条に基づき、政務司長官は、個人又は集団が次の要件を満たしていると判断した場合、当該個人又は集団を強制検疫規則から除外することが可能です。

- (1) 次の個人又は集団が香港に入国すること。
 - (i) 香港の通常の運営又は香港人の日常生活に必要な物資又はサービスを供給する者
 - (ii) 政府運営に必要な人員
 - (iii) 香港人の安全・健康の保障、又は関連疾病への対応、同条例第 8(5)条における公共衛生上の緊急事態への対応に必要な人員
 - (iv) 香港で「教育条例」(第 279 章)に基づいて登録された学校において幼児、幼稚園、小学、中学の教育を受ける必要のある者、又は当該教育の提供に必要な者
 - (v) 第(iv)項を目的とする事項の安全な実施のために必要な者
 - (vi) その他の面において香港の公共利益に資する例外的かつ特殊な者
 - (vii) 香港の経済発展に資する生産作業、事業活動、専門サービスに必要な者
- (2) 「香港到着者の強制検疫措置に関する若干の規則」第 4(1)条の関連規定に該当している個人又は集団が香港に入国すること(詳細は「中国本土、マカオ又は台湾からの香港到着者の強制検疫措置の免除」をご参照ください)。

3. 啓源の強制検疫措置免除の申請代行サービス

啓源は第 17 項又は 18 項に該当する方を代理し、強制検疫措置免除を申請することができます。当該強制検疫措置免除の申請の処理時間は約 3 週間となります(実際の時間は当時の申請件数及び書類の複雑さに応じて変更されます)。申請が承認された後、申請者は強制検疫措置が数回免除されます。免除は、申請が承認された日から、関連規則の失効日又は免除許可書に記載される日(いずれの短い方)まで発効します。

項目	免除可能な者の種類
17	香港の通常の運営又は香港人の日常生活に必要な物資又はサービスを生産・供給する者
	a.中国本土で工場を置いており、香港の通常の運営又は香港人の日常生活に必要な物資を生産・供給する企業の所有者、及びその雇用し、権限を付与した者 1 名
	b.上述の a の企業が雇用し、権限を付与した者 2 名
18	中国本土で生産作業に従事している香港企業の人員
	a.「商業登記条例」(第 310 章)に基づいて発行された有効な商業登記証を持っており、中国本土で生産作業に従事している香港企業の所有者、及びその雇用し、権限を付与した者 1 名
	b. 上述の a の企業が雇用し、権限を付与した者 2 名

当事務所は、お客様の申請代行の経験に基づき、お客様の実際の業務内容、管理職が本土から香港に来る必要性、当該従業員及び管理職が免除申請資格を有するか否かを確認するため、総合的な評価を行います。

会社の既存事業、申請者が強制検疫措置免除の申請資格を満たしているか否かを確認する必要がある場合、弊所にお問い合わせください。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com